



「華の50歳組」キバレー！（大川小学校）

第3回定例会

- 平成20年度阿久根市一般会計補正予算の2億1,120万円を可決して、総額98億9,245万7千円となる。
- 平成20年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算の事業勘定を6,858万7千円を可決して、総額36億4,871万円に、また直営診療施設勘定の1,320万9千円の減額を可決して、総額5,736万1千円となる。
- 平成20年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算の563千円を可決して、総額3億418万3千円となる。
- 平成20年度阿久根市介護保険特別会計補正予算の事業勘定を1,982万円を可決して、総額19億2,824万5千円に、また介護サービス事業勘定の222万2千円を可決して、総額1,501万6千円となる。
- 一般質問に10人が登壇し、活発な議論を展開

議員定数等について議会の考え方を御説明いたします

九月二十九日に開会した阿久根市議会第三回定例会において、竹原信一市長から、議員定数を現行の十六名から十名減少して六名とする、阿久根市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての議案が提案され、議会運営委員会に付託され審査が行われました。その結果、十月十七日の最終本会議において、全議員の反対で同議案は否決されました。

今回、市長側から議会の議員定数についての議案が提出されるということは、全国的にも余り例がなく、さらに六名という極端な議員定数が提案されたことに對し、市民の皆様は議会の考え方についての理解を深めていただくために、地方議会の位置づけ、議会の役割、議員定数についての考え方、議会活性化への取り組み状況について改めてご説明・ご報告いたします。



就任のあいさつ

阿久根市議会議長 京田 道弘

去る九月二十九日の平成二十年第三回定例市議会におきまして、第二十九代議長に就任させていただくことになりました。

今回は、前議長の辞職に伴い「再登板」をさせていただくことになりましたが、阿久根市の現状を考えますと、これまで以上に責任の重さを痛感しております。しかし、お引き受けしたうちは、前議長の意志を引き継ぎ全力投球して参る所存であります。ご承知のとおり、地方自治を取り巻く環境は誠に厳しいものがある中で、阿久根市も南九州西回り自動車道等の高速交通網の早期完成や、依然として厳しい経営状況にある肥薩おれんじ鉄道、阿久根高校の跡地活用等の問題等大きな課題を抱えております。これから阿久根市の第一次産業の振興と商工業の活性化を図りながら、市民の皆さまのご意向を踏まえ初心を忘れることなく、明るく住みよいまちづくり邁進する覚悟であります。

最後に、市民の皆さまのご多幸を心からお祈りし、併せて今後一層のご指導、ご協力をお願いいたします。議長就任のあいさつといたします。

② 議会の役割

議会の役割は、大きく分けて、二つあります。

第一は、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定することです。

予算等を初め多くの政策議案が議会に提出されますが、議員は、本会議や委員会での質問、質疑、修正等を通して、政策形成過程に参画し、最終的な政策の決定を行っていきます。

第二は、議会が決定した政策を中心に行う執行機関（市長）の行政運営等が、適法・適正に、公平・効率的に行われているかどうか、市民全体の立場に立って監視し、また、執行機関に対して一般質問等を通して提言を行う役割もあります。

このような議会活動を行う議員は、市民から選挙により選出され、その代表者として議会の議員となるものであり、地域の課題や市全体の実情を踏まえ、市民全体の福祉の向上と地域社会の活力・発展のために働くことがその役割です。

① 地方議会の位置づけ

日本国憲法では「地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と規定されています。

また、議会は、地方自治法により、条例・予算・決算等の重要な事項を決定する「議決機関」であり、二元代表制の一翼として、多様な市民の意見を反映させる合議制の機関です。

議会は、市長と同じく、市民が直接選挙で選出する議員の合議機関であり、市長（執行機関）とは独立・対等の関係に立ち、執行機関を監視・評価する機能を有しています。

③ 議員定数についての考え方

議員定数は、法定定数の範囲内において、条例で定めることとされており、これまでも定数の削減に取り組んできました。(表一参照)

地方自治法で現在定められている法定定数は、阿久根市議会の場合は二十六名ですが、平成十七年十二月の改選時から、条例で十六名とし法定定数より十名議員数を減少しています。

表二に示してあるとおり、全国市議会議長会が平成十九年十二月現在で調査した結果では、阿久根市議会の十六名の議員定数は鹿児島県内の市で最も少ない三市の一つであり、議員一人当りの人口も中位の状況で、現在議員定数を大きく減らす状況ではないと考えています。また全国的に見ても議員定数が最も少ない市は北海道の夕張市で一万二千四百九十四人の人口に対し九名の議員定数であり、今回竹原市長が提案した六名がいかに極端な数字であるかがご理解いただけると思えます。ある意味では、議会の役割である執行機関への監視体制を弱体化させ、二元代表制をも否

定していると考えられ、今回の市長の議員定数の削減議案については議員全員の一致で反対したものです。

④ 議会活性化への取り組み

これまで阿久根市議会ではより開かれたわかりやすい議会を目指した取り組みも行っています。平成十七年第三回定例会から、一般質問について、これまでの一括質問、一括答弁方式ではわかりにくいとの指摘があったことから、二回目以降を一問一答方式に変更し、質問・答弁を含めて六十分以内として、聞いている方がわかりやすい方式に変更しました。また本会議の会議録や議会だよりを市のホームページに掲載したほか、議会中継をこれまでの市民ホールだけではなく、三笠支所や大川出張所でも視聴ができるようになりました。またインターネットで本会議の生中継や中継録画もご覧いただけるようになりました。今後、地方議会が持つ責任の重要性を再認識するとともに、より透明性の高い開かれた議会を進めていくために、さらに議会活性化への取り組みを進めて参ります。

【表1】

【議員定数削減について市議会の取り組み状況】

- 昭和44年、30名から26名に削減
- 昭和57年、26名から24名に削減
- 平成8年、類似市を参考に4名の議員削減の陳情が提出される。
- 平成9年1月～9月、8回の議員定数等特別委員会を開催、その中で陳情者や市内の経済団体の長から参考人として意見を伺う。減員数は4名と2名の意見があったが2名削減を決定。陳情は4名の削減を要望していたので不採択とした。
- 平成9年9月、24名から22名に削減
- 平成16年5月、阿久根市区長会連絡協議会より定数を15名に削減する陳情書が提出される。
- 同年6月～平成17年2月、8回の議員定数等調査特別委員会を開催。その中で陳情者や市内の経済団体の長から参考人として意見を伺う。第8回の委員会では陳情の可否を判断するため、委員の意見の集約を行い、議員定数16名に賛成が6名、18名に賛成が2名であった。議員定数削減に理解はするが、15名への削減には賛同できないとのことで、陳情は趣旨採択とした。
- 平成17年3月、22名から16名に削減
- 同年9月、議員定数の削減に伴い、これまでの3常任委員会から2常任委員会へ委員会数を減少した。

【表2】

【県内の各市議會議員定数の状況】

(平成19年12月31日現在)

市 名	人 口	法定上限数	議員定数	議員1人当たりの人口
阿久根市	24,985	26	16	1,561.6
大口市	21,915	26	16	1,369.7
垂水市	18,697	26	16	1,168.6
枕崎市	25,129	26	18	1,396.1
西之表市	17,963	26	19	945.4
いちき串木野市	32,407	26	22	1,473.0
南九州市	42,096	26	24	1,754.0
志布志市	35,098	26	24※	1,462.4
奄美市	48,870	26	26	1,879.6
指宿市	45,666	26	26	1,756.4
曾於市	43,055	26	26	1,656.0
南さつま市	41,645	26	27※	1,542.4
出水市	57,807	30	30	1,926.9
日置市	52,649	30	30	1,755.0
鹿屋市	105,525	34	34	3,103.7
薩摩川内市	102,693	34	44※	2,333.9
霧島市	128,746	34	48※	2,682.2
鹿児島市	602,385	56	55※	10,952.5

※印は合併特例法の適用市

(出典 全国市議会議長会)

平成20年第3回定例会は、9月29日から10月17日までの19日間の会期で開かれ、平成20年度補正予算4件、専決処分の報告6件、副市長の選任についての議案など12件が提案されました。このうち、副市長の選任について及び教育委員会の委員の任命についての2件は不同意、阿久根市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について他2件が否決され、その他については原案どおり可決、承認されました。

このほか意見書1件が原案可決、陳情1件が継続審査となりました。また、平成19年度の決算認定7件については、決算特別委員会が設置され付託のうえ閉会中の継続審査となりました。

第3回定例会で審議された議案等

議案番号	付 議 事 件	議決結果
報告第7号	専決処分の承認について（平成20年度阿久根市一般会計補正予算（第3号））	原案承認
報告第8号	専決処分の承認について（平成20年度阿久根市一般会計補正予算（第4号））	原案承認
報告第9号	専決処分の承認について（平成20年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））	原案承認
報告第10号	専決処分の承認について（鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更）	原案承認
報告第11号	専決処分の承認について（阿久根市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例）	原案承認
報告第12号	専決処分の承認について（阿久根市特別職報酬等審議会条例及び報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）	原案承認
議案第49号	副市長の選任について	不同意
議案第50号	教育委員会の委員の任命について	不同意
議案第51号	阿久根市過疎地域自立促進計画（後期）の一部変更について	原案可決
議案第52号	阿久根市土地開発公社定款の変更について	原案可決
議案第53号	阿久根市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
議案第54号	阿久根市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第55号	阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第56号	阿久根市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第57号	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
議案第58号	阿久根市職員恩給条例及び阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第59号	平成20年度阿久根市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第60号	平成20年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第61号	平成20年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第62号	平成20年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第63号	阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案否決
議案第64号	阿久根市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
認定第1号	平成19年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）	継続審査
認定第2号	平成19年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）	継続審査
認定第3号	平成19年度阿久根市歳入歳出決算認定について（簡易水道特別会計）	継続審査
認定第4号	平成19年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）	継続審査
認定第5号	平成19年度阿久根市歳入歳出決算認定について（老人保健医療特別会計）	継続審査
認定第6号	平成19年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）	継続審査
認定第7号	平成19年度阿久根市水道事業の決算の認定について	継続審査
意見書第6号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書	原案可決
	平成19年度陳情第3号 政務調査費の返還と辞職勧告等の決議を求める陳情書について閉会中の継続審査を求める件	継続審査

○議決結果（賛否が分かれた案件のみ）

（表の見方）◇は賛成、◆は反対

議 案 名	議員名（議席番号順）											議決結果				
	岩崎健二	木下孝行	鳥飼光明	山下孝男	新坂上誠	築地新公女	的場眞一	檳榔幸雄	濱之上大成	西田己之助	平田修二		山田勝	若松富春	児玉賢一郎	京田道弘
阿久根市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	原案否決
市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◆	原案否決
阿久根市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◇	◆	◆	◆	◆	原案否決

※副市長の選任及び教育委員会の委員の任命については、無記名投票の結果、副市長の選任は賛成2票、反対12票、教育委員会の委員の任命は賛成3票、反対11票でいずれも不同意となりました。

※京田道弘議長は、議長職のため特別多数議決以外の議案については、表決（賛成、反対の意思表示）権はありません。

一 般 質 問

第3回定例会では10人の議員により、市政全般にわたり一般質問が行われました。

以下、質問（議員）と答弁（市長）の中から要約して紹介します。（発言通告順）

う。取材は受けけないという意味で合図をしたと思う。こういったことが新聞の記事になって、ましてや一般質問で議論するには本当に時間の無駄という気がする。

報道機関の対応については、市の広報担当の場所の移動と併せて、報道すべきところ、してはいけないところの判断は市が主体的に行うべきだと考える。

職員等の取り扱いについて

議員 市長は就任後、約一カ月が経過しているが、市長に対して思うように職員が話を聞いてもらえないと聞いています。今後は職員に対してどのような対応をするのか伺う。

市長 懸案事項について職員との協議は必要な部分を行う。実際、動くのは職員である。しかし、基本的には市長というのはいえ社長であり、命令で動かすスタンスは変えるつもりはない。

議員 市長の側近である秘書係の広報担当職員を議会傍聴席となりの部屋になぜ移動されたのか。また、庁舎北側の職員駐車場の半分を一般駐車場として開放したが、南側の市

民駐車場はこれまでに年間何日満杯の状態にあったのか。

市長 今までは報道、新聞記者等が勝手に秘書係のところに行ってコンピューターの画面が見れる環境というのがあった。これでは守るべきものを守る市のヘッドクォーターとしての形ができていないと認識する。それであっても広報担当は報道機関との連携も取らなければならぬ部分があるので、分離しようという意図から場所を移動した。

また市民懇談会で職員が庁舎に近い北側駐車場を占拠しているの、空けてくれという要望があった。実際私も思っていた。向こうがいつぱいになったから、不自由だからこつちがいいということではない。職員も議員も市長も、市民を大事にする。市民の皆さんから支援いただいた議員になって、議員になった途端に一番便利などころに車をとめるようになってしまった。発想が間違っていると思う。

課長 担当職員にも聞いたところ、これまで南側市民駐車場が一杯になったことはないとのことである。（総務課長）



一般駐車場として一部開放された北側駐車場

選挙公約の実施について

議員 市長は七つの公約を必ず実行し、阿久根を変えようと発誓したが、公約をひとつでも実行できなかった場合の進退はどうするのか。また、退職金は市長及び職員のどちらの退職金なのか。また職員の退職金の減額であればどうするのか伺う。

市長 今のところ進退については考えていない。また、退職金の件については人件費削減と申し上げてきたのは、総合的に市民のためにお金をたくさん使える環境をつくるということ、個別の退職金うんぬんという具体的なものは今の段階では出し得ていない。

浄化槽管理の負担軽減について

議員 浄化槽管理の負担軽減について、前市長は大変難しい問題との答弁をされた。市長はどのような手法で減額されるのか。また、現在、市外の業者、五社から六社の申請がきていると聞いている。これについてはどのように対応するのか伺う。

市長 現在の二社の業者に何とかならないかと担当課から相談してきたが、前に進まなかった。市の計画で二社という決まりがあり、私が市長をすることを機会にその部分を変えて、三番目の業者が入れるような環境をつくった。競争の原理を働かすことで負担軽減を図ろうと思う。

民間からの幹部登用に

議員 幹部を民間から登用されるのか。またメリットは何があるか伺う。

市長 市役所は役所のルールとしたりや、その発想から抜けれられない。市民の暮らしを建て直し、楽にする働きをしなければならぬが、守られ過ぎた生活を続けた人には無理だと思う。そういう意味

報道機関に対する「あつかんべえ」について

議員 九月十三日の新聞の「記者の目」の中で市長当選証書受領前に、ある記者に「あつかんべえ」をされたとの報道があるが、どのような意図があったのか。大変侮辱的で、市長がこのような行動をすると、市民として大変恥ずかしい言動であると思う。また、今後報道機関にどのような対応をするのか伺う。

市長 報道機関に対する「あつかんべえ」について、私がした態度はサインだったと思

で民間で活躍し、実際実力を発揮した人を幹部に入れると良いと考えた。

癒着目的の議員の排除について

議員 現在まで癒着目的の議員がいたのか。いたのであればどのような手法で排除されるか、内容等についても教えていただきたい。

市長 議員はいろんな意味で影響力を行使する立場になっている。それを議員自身が注意しないと、中には意図的にその立場を利用して、一般市民が得られないようなメリットを享受する人もいる。

質問者 築地新女議員

農政問題について

議員 市長の政治姿勢について、阿久根を変えろと言われているがどう変えるのか。また市長の所信表明を聞いてびっくりした。阿久根の基幹産業である農業について何の考えもないのか。農業問題については、農業委員と農政課がしっかりしているから、何も言うことはないと思っているの

か、市長の考えを伺いたい。

市長 市民が暮らしやすい阿久根、若者に夢と希望が、お年寄りに安心が得られる阿久根に変える。農業について言わなかつたのは、決して農業を軽視しているからではない。全部を言うことは不可能なので、私は簡潔に物事を話さなくせがあるので、所信表明の中に入れてなかつたということである。決して農業を軽視しているということではないので、農業についての施策と努力は積極的に行う。

市長としての品位と自覚

議員 南日本新聞を見てびっくりした。今幼い子供でも「あつかんべえ」はしない。あなた市長で、阿久根を代表する人、阿久根の顔であり、やめてほしいが、どう考えているか。それと男女共同参画社会に市長は反対されたことがあるが、今でもそれに反対されているのか考えを聞きたい。

市長 「あつかんべえ」は公式にやったものではない。サインとしてやったものを新聞記者が辞書まで引っ張りだして言っている。取材にお願いに来てそれに対して、サインを

送った。そのサインが「あつかんべえ」であつた。あれは南日本新聞社の見解なので、あれほど大きくするのは新聞社の特徴だと思う。今後は「あつかんべえ」はしない。

それから男女共同参画社会については根本的な部分で問題がある。そこをどうももう少し深く分析し、阿久根の対応の仕方をつくつていこうと思う。

質問者 児玉賢一郎議員

所信表明について

議員 市長が市政に対する考えを市民に訴えるのが所信表明だと理解するが、市長は所信表明をどう考えるか尋ねる。

市長 所信表明について市政の方向性を市民に向かって示す場であるという点では異論はない。

市政の方針と対応について

議員 市民所得の向上が必要だが、農業、漁業、商工業の振興策についてどう考えているのか。過疎対策は働く場所の確保が大事だと思うが、考え

を聞かせていただきたい。また市営住宅も老朽化しているが、今後の対応についてお尋ねする。

市長 農業、漁業、商工業の具体的発展策は、今までなされてきた施策についての十分な精査が今のところできていない。状況を充分把握した上で具体的なものを展開していきたい。過疎対策については、今までいような事業もなされており、過疎にいくらか歯止めの部分があつたのだからと思う。人口が減り続けている分について、どのような追加的な方法があるのか検討する。

市営住宅整備については、老朽化が進んでいるが、これについてはある程度努力している。

課長 平成二十年度九月現在の市営住宅は三十団地、五百三十九戸、一般住宅五団地十戸計五百四十九戸であり、比較的小規模団地が多く存在している。また市街地を含む中央地区に全体の七割が建設されている。このうち昭和四十年代以前に建設された住宅が二百六十戸で全体の四十七パーセントを占め、そのうち六割が木造で老朽化が進み、中に

は入居できない建物も発生している。平成十七年度は公的賃貸住宅等基礎調査を委託発注し、その結果、老朽化が著しいものは建替または用途廃止し、また現在の生活スタイルに適合した施設整備や高齢者対策を図り、計画戸数は四百八十戸程度となっている。近年の整備状況は平成十四年九月に寺山一号楼、十九戸、平成十七年四月に寺山二号、三号、四号六十二戸を建設した。寺山の三期工事の四十戸は建設予定であるが、現在財政等の問題もあり中断している。平成二十年度は老朽住宅の解体工事を丸尾住宅二戸、猿の出住宅を一戸、高松住宅を一戸解体した。今後の住宅建設は、老朽住宅の解体を進めながら、公的賃貸住宅等基礎調査をもとに住宅整備を進めたい。(都市建設課長)



老朽化が進んでいる市営住宅

質問者 新坂上 誠議員

過疎対策事業について

議員 阿久根市は過疎地域指定を受け約八年経過したが、人口流出には歯止めがかからず、従来の施策では効果がなかったことになる。道路整備や箱ものを建築する過疎対策事業ではなく、働く場を確保することが基本であると考えられる。何もせずに市の衰退を待つのではなく、リスクを伴っても行政自体が働く場を確保するための施策を講ずることを市長はどう考えるか。

市長 過疎対策事業は、人口の減少は止められなかった部分があったと思うが、その事業が全部無駄だったとは言えないと思う。これにより雇用の場が確保されたのは間違いない、ある程度の成果は得られた。それから現過疎法の失効も知っており今後追加のものを要望する。

滞在型観光の振興について

議員 本市には自然環境、温泉など素晴らしい観光資源が

ある。しかし、新幹線は通らず高速自動車道もまだ未整備で、観光産業はだんだん廃れている。そこで、市の活性化のために温泉施設を建設し、市外から観光客を誘致する考えはないか。温泉施設をつくるメリットとして、雇用の確保や、本市で採れた海産物、農産物等をその施設内で販売し、収入の増大が図られ、宿泊客も増大する。また、住民サービスとして市内に住む七十歳以上の老人の方に週一回の無料入浴券を発行し、健康増進を図ってもらい、健康になれば医療費減少という相乗効果も出てくる。市長の考えを伺う。

公営住宅の家賃と敷金について

議員 住宅使用料を期限までに納付しない場合、督促をして督促手数料、延滞金を徴収できるとなっているが、本市の場合、住宅使用料の未収対策はどうなっているのか。市民税と固定資産税、軽自動車税等の滞納者に対しては滞納処分ができるが、公営住宅の使

用料は滞納処分ができない。その代わり強制執行ができるが、その意思があるか伺う。

また、本市は三カ月分の家賃に相当する額を敷金として徴収しているが、そこから三年から五年間、遅延することなく納めていた善良な入居者には敷金を還付することについて、どう考えているか。

市長 市営住宅の滞納処分、強制退去は裁判をしたこともある。悪質なものはいろんな方法を取っていききたい。

敷金は基本的には退去される際に傷んだ部分の修理代に充てている。それを前もって返したら、最後の片づけをどうすればよいか、検討が必要である。

課長 公営住宅使用料の未収対策については、平成十九年度の住宅使用料の調定額は九千八百七十二百円で、収入済額八千六百万四千四百円、徴収率九十四・四三パーセントになり、十八年度対比、〇・三ポイントの微増となった。滞納者の実人数は四十一名で滞納額は五百七十七千八百円で四十七万九千五百円の減額となっている。未収対策として、毎月の督促状の送付、催告書の

送付が三回、空け渡しを前提とした通告書の送付を二名に一回、保証人への協力依頼を二回、延べ十一名に、市役所へ招致しての指導を六名に行つたほか、四回の夜間徴収を実施してきた。(都市建設課長)

新聞報道記事について

議員 先の議員の質問に対し、「あつかんべえ」は拒否のサインだと答弁された。九月十三日の南日本新聞に記事が載っているが、この記事を読んでもどう思ったかもう一度答えたい。

市長 「記者の目」の記事について、そういうことも載せることもあるのかと思った。新聞はそういうことは普通ないだろうと思うていたが、新聞社といえば、公の顔をしなければならぬことが改めてわかった。気をつけたい。

市長の政治姿勢について

議員 所信表明を聞いて市民に何を訴えたいか、全く見えなく失望した。「市役所にこのまねごとをさせるつもりはない。放棄した自治を取り戻す」と言っているが、何を言っているのかかわからない。もっ

とわかりやすく説明をお願いする。

市長 今まで私自身がいろんな形でこの国のあり方、市役所のあり方も表明してきている。国の言われるがまま、官僚の誘導するがままに動いてはいけない。阿久根の独自の道で市民を生かす道を探る必要がある、こういう視点からの所信表明である。わかりにくいと言われる方もいると思うが、この中身は、今後私が行う阿久根市政を見て判断していただきたい。

質問者 的場眞一議員

竹原市長の過去五年間の政治活動について

議員 十月三日の本会議での、私の質疑に対して、十月四日の市長のブログに阿久根市議会の書き込みがあった。その内容の一部に、「議員たちは私が今後どのようなことをするのか、本当に予想できないの、だろうか、不思議だ」と書き込んである。具体的にどんなことをするか答えていただきたい。そして十月四日にこのブログが出たが、私の家に

十月七日、差出人は阿久根市議会議員一同という名前で脅迫状が届いている。これが十月七日に投函されている。私が十月三日日本会議で質疑したことがどういう内容であったか述べていただきたい。それと私への脅迫状は複数の人が関係していると思われる。市長の考えと心当たりがないか回答いただきたい。

市長 十月三日にどんな議論、質問をしたかはご存じのほうである。手紙の件はどう聞いたかと言われても心当たりは一切ない。

私は市政に対して批判的なことを以前からしてきたが、その手の嫌がらせは一度も受けたことがない。どうして私と的場議員は違うのかなという気がする。

私が今後何をするか、今までどおり市民の方々に本当のことを知っていただき、一緒に考えていただく作業を続ける。

質問者 若松富春議員

所信表明について

議員 竹原市長は、市長に当選

されたので、もう少し謙虚に所信の表明があると期待をしていた。市長も議員も住民が直接選挙をする制度であり、それぞれが市民の代表であることを市長は理解されているか。

また所信表明で「日本は外交、防衛、金融の基本を外国に差し上げています。独立国としての体をなしておりません。国政に目を向ければ政治の責任を果たしているとは言えません」とある。市長になつてこのようなことを発言されて良いのか何う。

また、「例えば高知で起こった白バイの衝突事故では警察組織ぐるみで証拠の捏造をしたうえに最高裁判所までこれに加担する判決を下したために、無実の人が刑に服することになりました」と言っておりませんが、確たる証拠があつてこのような発言をされたのか。

市長 市長と議員がそれぞれ市民の代表のあることは認識している。

国の実情について、一応の判断を持つていなければ、阿久根市政を真つ直ぐもつていくことは難しい。実際この国

の現状を皆さんはほとんどわかつてない。報道機関は日本の状況を正確に報道しておらず、私たちはそこをわかつていなければならない。だから世界の状況はどうなのかと、大きな変動が起こつても、とにかく市民を守るような視点を持たなければと思つている。

高知での白バイ事故は警察が日常的に高速で訓練をやつており、スクールバスに衝突して、その白バイの警官が亡くなり、その証拠隠滅をしたという事件である。裁判制度がどんなものか、警察がどのような動きをするか、そういうことをわかつていなければならぬと思ひ、そういうところの見解を述べた。

平成十八年度、平成十九年度、平成二十年 一般会計当初予算に三回とも反対した、今回の予算編成について

議員 市長は議員時代から検証もすることなく、本市が借金ばかり膨らみ、今にも財政破綻をするかのように市民をあげむき、不安におとしいれ、市の財政運営にけちばかりつけてきたが、市長に就任して財政運営についても研修されたと思うが、どこを指して借金が増え、財政破綻を来すと

いうのか。また平成二十一年度の予算編成体制について、これまで国・県の批判ばかりしているが、事業予算等の確保はできるのか、お答えいただきたい。

市長 阿久根市が財政運営をするに当たり、何を目標にしてきたかが問題で、財政改革という名目で手数料を値上げしたり、福祉予算を削減したりしている。その結果、健全化判断比率がよいというものの中身は何かと言つたら、出すべきことを出さないで、数字をよくしている。

阿久根市の財政運営、市役所は市民の暮らしのためにあると思う。その目標を真つ直ぐ目指すべきなのに、やつていことは財政指標という外側の見かけの部分ある。格差を維持したままで財政の努力をしているというのはどうも納得がいけない。やる努力の方向が違うと思つている。

また事業費の確保はしていかなければならないと思う。自己負担の少ないものをもつてくる。それは当然やる。陳情も行っていく。

品格のない発信について

議員 市長は人を誹謗し中傷することが面白く、品格のかけらもなく異常性格だと私は思つている。今後このような個人攻撃、品格のない発信を続けられる所存か。また市長

は青少年育成に言及しているが、青少年に人のあらを探して、けちを付けて、そして罵詈雑言を与えてしなさいと教えるのか。青少年育成についてはどのような考えを持つて

市長 市民に本当のことを知つていただかなければ、賛同を得られない。永続的に市民が自分達で支えていく状況をつくる。そのために本当のことを知つて、自分達で阿久根を支える状況をつくらなければと努力してきた。

青少年健全育成についても、子供達に社会の現実を知つてもらいたい。今の学校教育は社会と非常にギャップがある。

市民懇談会の発言について

議員 ごみ袋手数料について見直しをすると答弁をされたがどうような見直しをするか。また潟土地画整理事業の保留地について安く売ると答弁されている。どのような手法

でどのような価格で誰に売却するのか。このようなことが軽々にできるか。

また教育改革について学校施設の耐震について今まで全くやっていないと答弁された。どこを指して言われるのか。

教育予算が五、六年前とすると半分になったとのことだが中身について精査したのか。

市長 ごみ袋は周辺の市よりも高いので安くする。

土地売却については、今抱えたままで、多額の利息を払い続けている状況である。買ってくる状況をつくる努力をする。

学校施設も傷んでから修理を始めたら経費がものすごくかかる。先を見越して前もって修理すれば、そんなに金をかけないで使っていくことができる。そのような見通しや計画がない。今回は全体の耐震の診断をしたのでそれを見てしなればいけない。

教育の中身について、先生方は忙しく予算も少なく、そういう状況についても、ほかのところを絞ってでも先生方が教育しやすい状況、子供達が必要な時期に必要な教育を受けられる環境をつくりたい。

質問者 山田 勝議員

市民サービスについて

議員 市道の側溝改善や整備等の陳情、工事の立会い等に県

や隣の町の職員は、ほとんど一人で来るのに阿久根市は三人から四人で現場に来る。職員に能力がないか職員が多いのか、これでは人件費がかかるのも当然だという市民の声や工事関係者の話を聞くが市長はどのように受けとめるか。

市長 立会いについて市の職員が県などに比べて多いという印象は私も持っていた。その実情、理由などは、担当課長から説明させる。

課長 基本的に施工箇所の測量及び境界測量等は、現在四名体制で行っている。また工事の進捗の検査は一名で、中間検査及び工事現場での施工箇所が必要な場合は二名で対応している。最終的な工事検査は現場担当者、担当係長、検査員三名で行っている。工事の発注件数も多く立会いの時間も重なったり、新規職員の技術向上も踏まえ、三人から

四人になることもある。今後一人で対処するところは対処していきたいと思うが、現場の状況及び仕事の進め方で必要な人員で対処する必要もあるので、ご理解をいただきたい。(都市建設課長)

窓口の対応について

議員 阿久根市役所の窓口では

経験豊かな係長、課長は一番奥に座っているため、間違った説明をしたりトラブルが発生しない限り、係長か課長は対応しないため、市民の不信を買うこともある。隣の長島町では課長のデスクが一番力ウンターの近くにあり、住民の相談には一番経験の長い職員が相談に乗り、間違いもなく、問題が発生してもすぐ解決ができ、住民の間ではそれが当たり前のように受け止められている。市長は検討し実行するお考えはないか。

市長 長島町長から話を聞いたところ、好評でやってよかったと聞いている。前向きに検討したい。

委託料、工事請負費の執行の仕方

議員 十二月議会では来年度の四月一日から実施される委託

料が債務負担行為として計上され、三月議会です算が論議されるころは既に契約は終了している。また工事請負契約についても依然指名競争入札で執行されている。

入札方法は指名競争入札、条件付競争入札、一般競争入札、随意契約などがあるが、どのような方法を考えているか。

市長 工事請負の入札には、多々疑問点もあると思う。見直しを行い改善を進める。

ごみ袋値下げについて

議員 一般家庭から排出されるごみの収集運搬委託について、収集業者四社でつくる北薩環境管理協同組合一社に100パーセント近い金額で随意契約し、組合は市内を四つに分けて収集している。このやり方は官製談合の疑いもあり、民間に委託してから六年経過し、収集業者も十分育っていると思う。この許可業者と直接契約するための入札に改めるべきだと思うが、市長の考えを伺う。

また、ごみ袋の値下げについて市長が先に開催された市民懇談会で、隣の出水市では可燃ごみの大の袋が二十枚で

二百八十円、阿久根市は同じもので十枚が三百十五円一枚あたり十七円五十銭の差がある。毎日使う袋が隣より二倍近い値段を阿久根市が決めて、市民が買わされている現実がわかれば、市民は当然納得できるものではなく、見直す考えはないか。併せてごみ袋の販売状況、資源ごみの収集量、年に二回販売される資源ごみの販売状況を尋ねる。

市長 ごみ収集の入札は前向きに取り組む。ごみ袋値下げは、生活にかかるところを安くするという私の基本的な考え方であり取り組んでいく。販売状況については担当課長から説明させる。

課長 ごみ袋の販売状況は平成十九年度実績で販売枚数九十九万八千八百二十枚、販売額は一般廃棄物処理手数料として歳入が入るが、二千九百二十三万五千五百七十円である。資源ごみの収集販売額は千三百十八万七千九百六十八円である。(市民環境課長)



ごみの収集作業中

な答弁を求める。

市長 市長である以上、妹が社長をしている会社は辞退すべきということだが、その考えはなくその必要はない。私は不正はしない。

ブログについて

議員 日記形式によるホームページを市長が公開しているが、このことは侮辱罪、名誉毀損に当たると考える。内容の根拠、事実関係について明確な答弁を求める。

市長 何年か前のブログの内容を取り上げ、いつ何が起きたか思い出さない。違法だ、訴えるということであればしていただいても結構である。

教育予算と教育長の選任について

議員 市長はかねがね教育予算が数年前と比べたら半分になった、教育予算の増額をと言っているが、どのような部分で教育予算は減額なのか。また増額についてどのような考えか。選挙公約等で学校施設と教育環境等の整備を進めるとのことだが、その予算についてはどのような対応を考えているのか。次に市長は児童、生徒の学力向上を盛んに

言われているが、教育行政のトップの教育長が不在になっているが、本定例会に提案されなかった理由は何かお尋ねする。

市長 教育予算は前と比べて半額になってきている。どれがどれほど減額されているか予算として出ているので答えられない。

教育予算を増やすために、私は議員定数の削減を提案した。他にも人件費の削減を考えており、市長自身の給与減額も提案した。自分たち自身が身を削って出すというのは基本的なスタンスだと思う。無責任に増やすつもりはない。痛みを分かち合うというのはそういう意味である。

教育長は非常に重要なポストであるという認識はあり、慎重に行いたい。今回の任期に間に合わなかったが、よそでは半年ぐらい教育長がいなかったというところがあるが、なるべく早く選任したいと思っている。

財政について

議員 市長は本市の財政状況について、今にも財政再建団体になるかのようなビラや言動

があるが、このような発言により、市民の不満や不安をおおっていると思う。阿久根市の財政の現況をどう考えるのか。また今後の財政の見通し及び取り組みについてどのような考えか。

市長 財政の見方については、目標は市民の暮らしで客観的な数字が良くなったからといって自慢できない。将来に負担を残さないため、私たち自身が身を削ってそれに取り組むことが本当の努力だと思う。市民の気持ちになることが大事であり、市民が実感として暮らしが支えられる状況をつくることだけが目標である。

所信表明について

議員 所信表明について、その内容は前代見聞で阿久根市民を愚弄するものであり、市長ではなく竹原信一個人の思想、信条を押し付けるものであり言語道断である。

市長は以前自衛隊に勤務とあるが、自衛隊では国を守り国民を守ることが仕事であり、それが基本教育だと私は思う。市長の言動、行動は国家の破壊、法治国家への挑戦だと思ふ。所信表明の中で、

「放棄した自治を取り戻す。また市民と苦勞をともにし、市民と痛みを分かち合う、そのような阿久根市役所に変える」とあるが、この趣旨また具体的な内容について明確な答弁を求める。

市長 所信表明について、市民と苦勞をともにして、一緒に何とか阿久根を支えていこうという思いでやっている。

世界的にも国内的にも厳しい状況があると、私は予想している。社会不安もこれから世界規模で出てくると思つていふ。そうであっても支え合つていく、その決意を述べたものである。

質問者 檜柑幸雄議員

日本国憲法について

議員 日本国憲法は戦争の放棄を定めた九条、だけでなく、国民の幸福追求権を保障し、法の下での平等や思想の自由を定め、健康で文化的な最低限の生活を保障するかけがえのない憲法であるが、自公政権は今の憲法を戦争のできる国になるよう改悪をしようとして

質問者 西田己之助議員
市長の兼業禁止について

議員 市長が兼業禁止に抵触するしないは別として父親が経営し、妹が代表取締役の会社から社員として給料を受給している。市長は阿久根市が発注するすべての工事の決裁権を握り、随意契約、指名入札業者の選定、予定価格等の全部を知り得る立場である。

市長が給料を受けとつている会社は、阿久根市が発注する入札工事について、道義的責任においてすべて辞退すべきとの声がある。市長の明確

いるが、日本国憲法について市長の見解を伺う。

市長 日本国憲法について、自民党、公明党が憲法を改悪しようとしているという見解だが、私も同意見である。

政治理念について

議員 所信表明で「日本は外交防衛、金融の基本を外国に差し上げてしまいましたので、独立国としての体をなしておりません」という、非常に興味深い所信表明をなされているが、市長の政治理念を教えてください。

市長 政治理念について、どのような状況にあっても、外側の状況になっても市民を守らなければならない、市民、国民を守らなければならないが、それが政治の仕事だと思ふ。

職員団体について

議員 市における市民へのサービス向上を図るためには、市長と市職員労働組合との正常な労使関係が保たれることが重要だが、歴代の市長はそのことを認識し守ってきたが、竹原市長の見解を聞かせていただきたい。

市長 主役は、まず目標は市民

である。市民生活を守るために市役所が存在し、市長と議員と職員がいる。その点は一歩も譲るわけにいかない。それが十分果たされる限りの範囲内での労使関係ということでは正常にあるべきだと思う。

阿久根市告示第百号について

議員 九月十二日、市長に就任し間もない九月十九日付で、阿久根市告示第百号により突然、一般廃棄物処理実施計画を変更する告示がなされているが、その理由と内容を説明いただきたい。

市長 一般廃棄物処理実施計画の内容は、浄化槽管理費の軽減で今まで二社しか入れなかった。その既存の浄化槽管理処理業者だけを守るという規則になっていたものを、ほかの業者、三番目の業者が入れる環境をつくって浄化槽管理費の軽減を図ろうということである。早く変更した方が住民生活が早くよくなることを目指したものである。

質問者 木下孝行議員

新市長の施政方針について

議員 市長は選挙用広報ヒラで、住みよい、明るい阿久根に変えると明言され、七つの項目をうたっているが、この選挙公約をより具体的、明確に実行できるのか。また他の施策については考えていないか伺う。

市長 住みよい阿久根に変えるということだが、今までの施策について調査は続けていかなければならないと思う。一番今までのやり方でおかしいと感じたのは、軸が住民の側にならないということが問題だと思う。

財政指標を目標にするようではいけない。市民の暮らしがよくなるため、成果を図る物差しを持たないといけない。具体的には、阿久根市役所のあり方も変える必要があると思う。各課がそれぞれの担当課でばらばらに住民を分析し、最終的にその住民が、あるいはその世帯がどのような状況にあるのかというのを市の側で総合的に把握する。そうすれば阿久根市役所の体制を変えることができると思う。

お金の使われ方、目標がどういった方々にどんな形で福祉や支援をするという部分

が明確でない。そういうことがあつちこつちであるような市政だったという気がしている。実際住民の状況をすぐフールドバックできるような市の体制にする必要がある。住民の状況をまっすぐ見極めて、国からの補助金のことも考える。スタンスは現実の市民の状況、恐らく大変高い給料、お金をもらっている人たちに対しては、余り考慮の必要はないと思う。

これから子育てをしようかという方々、大変収入が少なくなつた高齢者の方々を中心とした施策と、そういったところをターゲットにした市政のあり方というのをつくり上げていく必要があると思う。

これからの財政運営並びに企業育成について

議員 阿久根市において自主財源の増収が難しい状況の中で、現状確保もまた大きな課題と思う。どのような施策や行動を考えているか。また阿久根市の企業育成についても伺う。

市長 歳入確保については、今までいろんな形でやってきているが、それは継続的に続けたいと思つている。

市内業者の育成については、

できるところは頑張らなければいけない気がする。いろんな形で、どんな形でこ入れできるのかももう少し精査しようと思う。市の都合ではなく、全体としての応援というのか、阿久根市のブランド的なイメージアップという作業は全体に対して効果はあるが、各業界に対してこ入れは、実情を見て効果の上がる方法をやりたいと思う。今までやってきたものについても、もう一回チェックし直して、効果が上がるものにしてほしいと思う。

少子高齢化対策について

議員 今阿久根市は少子高齢化に直面している。この対策はこれから、また将来にわたる重要な問題であるがどう考えるか。

市長 少子化問題は、少子高齢化担当大臣も設置してやらなければいけないほど国としても大きな問題だという認識がある。阿久根市の中で、今までのいろいろなやってきている。さらに努力を続ける必要があると思う。

新議員紹介

◎ 議員辞職に伴う阿久根市議会議員補欠選挙が八月二十四日に告示され岩崎健二氏が無投票当選となりました。

人事案件

※不同意とされたもの

◎ 副市長の選任について

橋 口 信 幸 氏

◎ 教育委員会の委員の任命について

植 松 泰 尚 氏

意見書

※可決されたもの

◎ 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

会期日程

会期

九月二十九日から十月十七日までの十九日間

九月二十九日 本会議

◎ 議席の指定

◎ 会議録署名議員の指名

◎ 会期の決定

◎ 議員辞職の件(報告)

◎ 常任委員の選任(報告)

◎ 議長を選挙

◎ 諸般の報告

◎ 委員長報告

◎ 所信表明

◎ 報告・一般議案・条例・補正予算(提案説明)

十月三日 本会議

◎ 報告・一般議案・条例・補正予算(質疑)

十月七日 委員会

◎ 一般議案、条例、補正予算

十月十四日・十五日 本会議

◎ 一般質問

十月十七日 本会議

◎ 委員長報告、表決

決算特別委員会

平成十九年度阿久根市歳入歳出決算認定及び水道事業の決算認定について、特別委員会が設置され、十月二十二日から二十四日までの三日間、一般会計、

特別会計及び水道事業の執行実績とその内容が審議され、いずれも認定すべきものと決しました。これらの審議内容は第四回定例会で報告されます。

委員長 榎 柑 幸 雄

副委員長 木 下 孝 行

委員 岩 崎 健 二

〃 鳥 飼 光 明

〃 山 下 孝 男

〃 築 地 新 公 女

〃 的 場 眞 一

〃 若 松 富 春

主な議案の内容

※ 議案第五十一号

農道保全対策事業(阿久根地区)及びため池等整備事業(筒田地区)を事業計画に追加するため、計画の一部を変更し

※ 議案第五十三号

ようとするもの。市議会議員の定数を変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。

※ 議案第五十七号

市長及び副市長の給料を減額するため、条例を改正しようとするもの。

※ 議案第六十三号

手数料の一部を引き下げたため、条例の一部を改正しようとするもの。

他市からの視察

☆ 平成二十年十月二十一日

北海道恵庭市議会(一名)ふるさと納税の取り組みについて

【一般会計補正予算の主な内容】 (単価：千円)	
障害者自立支援事業電算システム改修業務	2 1 0
共同水道施設設置事業(松ヶ根地区)	3, 2 0 0
鳥獣害防止対策事業	2 9 8
旧黒之浜児童館解体事業	4, 0 0 0
市有施設整備基金への積立金	2 7, 4 1 9
年金徴収システム等改修業務	1 3, 9 1 7
農業用河川工作物応急対策事業	1, 7 8 1
県単急傾斜地崩壊対策事業	9, 0 0 0
公営住宅使用料徴収システム改修業務	1, 3 6 5
阿久根小学校トイレ改修	1 5, 0 0 0
自治公民館整備事業	6 1 5

お知らせ

◎ 議事録の閲覧について、本会議の質問や答弁内容を詳しくお知りになりたい方は、市立図書館で「市議会会議録」をご覧ください。

市のホームページでも平成十五年第三回定例会からご覧になれます。

※ 議会だより、議会傍聴に関するお問い合わせは、事務局まで。

TEL (七二)〇八一五

FAX (七二)二〇二九

本会議の様様をインターネットで生中継

市のホームページ(URL=http://www.city.akune.kagoshima.jp/)平成20年第1回定例会から録画中継でもご覧になれます。

